

# 今日の一問 (やまだ塾)

(2008年7月10日掲載)

9/1 修正

No.50	「育児・介護休業法」における「継続就業しながら子育ての時間確保ができる措置」を挙げよ。									
解答	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:15%;">1歳</td> <td style="width:15%;">1歳半</td> <td style="width:15%;">3歳</td> <td style="width:15%;">就学</td> <td style="width:15%;">備考</td> </tr> </table>					1歳	1歳半	3歳	就学	備考
	1歳	1歳半	3歳	就学	備考					
	(1)育児休業 (法第5条) 【請求できる権利】	【保育所に入所できない等一定の場合には1歳半まで延長可能】								
	(2)勤務時間短縮等の措置 (法第23条) 【事業主にいずれかの措置を講ずることを義務づけ(※)】 ①勤務時間の短縮 ②所定外労働の免除 ③フレックスタイム ④始業終業時刻の繰り上げ・繰り下げ ⑤託児施設の設置運営 ⑥育児費用の援助措置			【事業主の努力義務】	(※)現状では、①短時間勤務および②所定外労働免除は、事業主が取るべき措置の一つとしての位置づけにとどまり、希望しても利用できないケースが存在する。					
	(3) 時間外労働の制限を請求する権利(月24H、年150Hまで) (法第17条)			事業の正常な運営を妨げる場合を除く。						
	(4) 深夜業の免除を請求する権利 (法第19条)									
(5) 子の看護休暇を請求する権利(年5日まで) (法第16条の2)										
参考:「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会資料」										

(注)「問題56「育児期間中の保険料の取扱い」について、日本と諸外国を比較せよ。」「問題72「育児・介護休業法」の概要を述べよ。」を参照のこと。

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.